

【子どもの貧困対策推進計画 取組一覧】

I 教育の支援

(1) 学力向上・多様な体験の支援

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和2年度事業実績(又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤予定目標・実績等					⑥指標に対する令和2年度の実績		
		R1	R2	R3	R4	R5						指標	R1	R2	R3	R4		R5	
1	学力向上推進事業	○	○	○	○	○	学校教育課	家庭学習ノートの購入 小学3～6年生対象 児童1人当たり4冊 国語読解ドリルの購入 小学3～6年生対象 坂戸市学力テスト(公的テスト)の実施 小学1・2年生:1回 中学3年生:2回 入間地区(国語科・算数数学科)学力調査の実施 国語科:小学2～6年生 算数数学科:小学2～中学3年生 中学校夏季集中講座は実施しなかった。(コロナ感染対策のため開催できず)		坂戸市学力テストや入間地区学力調査のほかに国や埼玉県が実施する学力調査もあり、児童生徒の負担が大きい。 夏季集中講座の指導者確保が難しい。	多数ある学力調査を精査する。 タブレットを活用した学習について研究する。	児童生徒の実態を把握し、学力向上を目指す。	家庭学習ノートの購入 国語読解ドリルの購入 坂戸市学力テストの実施 入間地区(国語科・算数数学科)学力調査の実施 中学校夏季集中講座の実施	家庭学習ノートの購入 国語読解ドリルの購入 坂戸市学力テストの実施 入間地区(国語科・算数数学科)学力調査の実施 中学校夏季集中講座の実施	家庭学習ノートの購入 坂戸市学力テストの実施	家庭学習ノートの購入 坂戸市学力テストの実施	家庭学習ノートの購入 坂戸市学力テストの実施	家庭学習ノートの購入 坂戸市学力テストの実施	B
2	地域人材を活用した学習支援事業	○	×	○	○	○	社会教育課	児童の基礎学力の定着と自学自習の姿勢を身に付けることを目的として、小学4、5年生を対象に「学力のひのひ塾」を開催します。学習支援員は元教員や教師を目指す学生等、地域の人材等を活用し、児童の学力に合わせた指導を行います。		市内全域にわたっている会場ごとに、学習支援員数の偏りがないよう、学習支援員を確保する必要があります。 コロナ対策として、複数の学校の児童が混ざることのない会場設定が必要となる。	市内大学の学生や元教員等に周知し、学習支援員の確保に努めていきたい。コロナ対策としては、学校毎の会場設定、消毒の徹底、参加者数の制限を行う。	①実施教室数 ②参加児童数	①15教室 ②223名	①15教室 ②223名	①12教室 ②120名	①15教室 ②225名	①15教室 ②225名	D	
3	生活困窮者学習支援事業	○	○	○	○	○	福祉総務課 子育て支援課	生活保護世帯を含めた生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習援助等の支援を行います。	教室開催場所 3か所(千代田教室、入西教室、三芳野教室) 教室参加人数 103人(延べ2,476人) 教室開催回数 306回	学習に対する意欲については、各世帯により様々であり、親の関心が低く子どもを押し出す能力がない場合の対応が課題となる。	計画的な対象者への周知及び、特に支援が必要と思われる家庭へ子育て支援課、福祉総務課が連携しての声かけを行う。	教室参加者数	65人	90人	115人	115人	115人	A	
4	ひとり親家庭等学習支援事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	母子家庭等の子どもを対象に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、学習援助等の支援を行います。	教室開催場所 3か所(千代田教室、入西教室、三芳野教室) 教室参加人数 103人(延べ2,476人) 教室開催回数 306回	学習に対する意欲については、各世帯により様々であり、親の関心が低く子どもを押し出す能力がない場合の対応が課題となる。	計画的な対象者への周知及び、特に支援が必要と思われる家庭へ子育て支援課、福祉総務課が連携しての声かけを行う。	教室参加者数	65人	90人	115人	115人	115人	A	
5	児童センターでの体験事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	地元の高中生や大学生等、地域の人材との連携を図り、運動、遊び、調理実習等、子どもの知識や体験を深める事業等を推進します。	児童センター4か所で開催し、全体で5事業実施。(千代田:クッキングクラブ、大家:お正月遊び教室、三芳野:ジュニアクッキングクラブ、坂戸:まんがクラブ、あそんでつながる坂戸っ子！)	年1回の参加者の募集しており、柔軟に途中参加が出来ない運営となっている。	講師より、最初に参加者数と参加費を確定させて欲しいと要望があるため、年一回の参加者募集となるが、引き続き運用について検討を行いたい。	事業数	5事業	5事業	5事業	5事業	5事業	B	
6	食育推進事業	○	○	○	○	○	学校教育課	食育プログラムに基づき、食への興味関心を深め、子どもと心と体を育む体験型食育授業を開発し、自校給食を基にした食育指導の実施。	小学5年生から中学2年生を対象に、女子栄養大学と連携した食育プログラムに基づいた授業の実施。 自校給食を基にした食育指導の実施。	家庭での食生活について、改善が難しい部分もある。	引き続き、対象を小学4年生からに拡大し、食育の指導を充実させることで、児童生徒の食への関心を高めるとともに、家庭への啓発を継続していく。	食育プログラムに基づく授業の実施率	100%	100%	100%	100%	100%	A	
7	中学生社会体験チャレンジ事業	○	×	○	○	○	学校教育課	中学1年生又は2年生を事業所等に派遣し、職場体験を3日間行うことで、適切な勤労観を養い、キャリア教育を推進します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施しなかった。	令和2年度は世界的コロナ禍により中止されたが、翌年度以降も実施できるか不透明である	中学生が社会の一員として、勤労観を養う	100%	コロナ禍のため未実施	100%	100%	100%	D		

(2) 就学・進学への支援と教育の機会均等

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和2年度事業実績(又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤目標・予定等					⑥指標に対する令和2年度の実績	
		R1	R2	R3	R4	R5						指標	R1	R2	R3	R4		R5
8	私立幼稚園就園奨励費助成事業	○	○	○	○	○	教育総務課	世帯の所得状況等に応じて、私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し必要な援助を行います。	令和2年度実績なし ※令和元年10月からの幼児教育無償化制度開始に伴い令和元年9月をもって私立幼稚園就園奨励費助成事業は終了のため	-	-	園児数	1,000人	-	-	-	-	D
9	小・中学校就学援助事業(学用品費等)	○	○	○	○	○	学校教育課	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や通学用品等に対する必要な援助を行います。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対しては、世帯の所得状況に応じて、特別支援教育就学奨励費として、学校給食や校外活動、学用品等に対する必要な援助を行います。	就学奨励費の支給(学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費) 年5回支給(小学校15,700円、中学校18,467円) 特別支援教育就学奨励費の支給(学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費) 年4回支給(小学校2,033円、中学校697円)	児童生徒数が減少傾向にある一方で、近年の経済不況やひとり親の増加等により、受給率は増加傾向にあることから、適切な予算確保及び保護者への制度周知が必要である。	社会情勢を見据えた適切な予算確保を実施することともに、市広報やHPへの掲載及び学校を通じた全保護者への案内の配布等、制度周知を徹底する。	就学奨励費・特別支援教育就学奨励費の支給	就学奨励費:年5回支給 特別支援教育就学奨励費:年4回支給	就学奨励費:年5回支給 特別支援教育就学奨励費:年4回支給	就学奨励費:年5回支給 特別支援教育就学奨励費:年4回支給	就学奨励費:年5回支給 特別支援教育就学奨励費:年4回支給	就学奨励費:年5回支給 特別支援教育就学奨励費:年4回支給	A
10	小・中学校就学援助事業(医療費)	○	○	○	○	○	教育総務課	すべての児童生徒が健康で安全な学校生活を送れるよう、生活保護や就学援助の受給世帯の保護者に対し、医療費を補助します。	令和2年度実績なし 健康診断時に、結核炎等の補助対象疾病に該当する児童生徒の報告がないため	特になし	今後も児童生徒の就学を支援するため、継続して実施予定	申請者数	6人	6人	6人	6人	6人	D
11	小・中学校就学援助事業(給食費)	○	○	○	○	○	教育総務課	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、児童生徒の給食費への補助を行います。	令和2年度実績 1,047人 45,888,598円	特になし	今後も児童生徒の就学を支援するため、継続して実施予定	申請者数	1,147人	1,070人	1,047人	1,100人	1,100人	A
12	多子世帯学校給食費軽減事業	○	○	○	○	○	教育総務課	子を3人以上養育する一定要件を満たした保護者に対して、第3子以降分の給食費の補助を行います。	令和2年度実績 848人 35,960,420円	令和2年度から対象世帯兄弟の年齢制限が撤廃されたことにより、同一生計にある対象者の特定が困難となった。	システム改修により抽出機能を改善した。また、十分な周知を行ない、対象世帯からの申し出についても補助する。	申請者数	586人	916人	910人	920人	920人	A

13	入学準備金貸付事業	○	○	○	○	○	教育総務課	高等学校、大学及び専修学校への入学希望者の保護者で資金の調達が困難な方に対し、入学準備金の貸付を行います。	令和2年度実績 5人 1,100,000円	・申請者が少ないこと (予算人数に対する実績人数率50%、予算執行率44%) ・滞納者がいること	・制度の周知方法について、新たな周知方法を検討する。 ・滞納者との折衝の機会を増やす。	申請者数	10人	10人	10人	10人	10人	B
----	-----------	---	---	---	---	---	-------	---	-----------------------	--	--	------	-----	-----	-----	-----	-----	---

(3) 学校をプラットフォームとした子どもの支援体制の構築

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和2年度事業実績(又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤目標、予定等					⑥指標に対する令和2年度の実績	
		R1	R2	R3	R4	R5						指標	R1	R2	R3	R4		R5
14	不登校解消事業	○	○	○	○	○	学校教育課	適応指導教室の運営とさわやか相談員の配置・活用により、児童生徒の自立と集団への適応を支援し、不登校児童生徒の学校復帰の支援を行います。 不登校児童生徒の解消のため、面接や電話による教育相談を行うほか、いじめ・不登校対策委員会やさわやか相談員、教職員等を対象とした研修を行います。	適応指導教室の運営 さわやか相談員の配置・活用 面接や電話による教育相談の実施 教職員等を対象とした研修会の実施	適応指導教室に通う児童生徒は、個別の対応が必要な場合が多く、指導員が不足する可能性がある。 不登校の未然防止と不登校児童生徒の学校復帰に向けて、学校内に教室以外の居場所を確保する必要がある。	適応指導教室指導員及び学校に配置するさわやか相談員の増員を検討する。	さわやか相談員の増員	中学校7人	中学校7人	中学校7人	中学校7人	中学校7人	A
15	学校支援員配置事業	○	○	○	○	○	学校教育課	支援を必要とする児童生徒に学校支援員を配置し、学校生活や授業等の支援や補助を行うことにより、学校生活の充実を図ります。	市内小中学校へ学校支援員の配置	支援員の安定的な人的確保	各学校に必要な支援員の配置の確保を継続します。	支援員の人数	62名 (延べ人数)	55名 (延べ人数)	52名	52名	52名	A
16	学校応援団推進事業	○	○	○	○	○	学校教育課	ボランティアとして学校運営に協力する保護者や地域住民を学校応援団として組織するとともに、学校応援団長を選任し、ボランティアと学校の調整を図り、子どもたちの見守り活動等を行います。	市内小中学校全19校で学校応援団が組織され、ボランティアで子どもたちの登下校の見守り活動や授業の支援を行いました。	学校応援団の人数不足	学校便りやホームページ等を利用し、学校応援団を広く募集します。	活動学校数	19校	19校	19校	19校	19校	A
17	子どもの貧困対策推進事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	子どもの貧困の問題に対応するため、福祉と教育をつなぐコーディネーターを配置し、相談や助言を行い、適切な支援へとつなげます。	学校長経験者のコーディネーターを配置し、小中学校に対して定期訪問を年3回行うと共に、必要に応じ児童の情報共有及び指導助言を行う。また、学習支援教室へも適宜参加し委託受注者への指導助言を行う。 学校訪問:3回(1学期1回) 学習支援教室訪問:18回(月3回程度)	コーディネーターについては経験豊富な人材である必要があり、確保が難しい。	現在は適切な人員を確保できているが、今後の人員の入れ替わりに備え、計画的な採用を努めたい。	学校訪問回数	3回	3回	3回	3回	3回	B

【子どもの貧困対策推進計画 取組一覧】

II 生活の支援

(1) 子育てや親子の健康に関わる切れ目のない支援

No	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和2年度事業実績(又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤予定目標・実績等					⑥指標に対する令和2年度の実績	
		R1	R2	R3	R4	R5						指標	R1	R2	R3	R4		R5
18	子育て世代包括支援推進事業	○	○	○	○	○	市民健康センター	妊婦期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行うため、妊婦等の状況把握、支援プランの作成及び必要なサービスの情報提供を行うとともに、関係機関との連携による支援ネットワークの構築及び情報共有を行います。 また、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスに関する情報提供や必要に応じ相談・助言等を行います。	①子育て世代包括支援推進事業連絡調整会議 年12回 ②妊婦届出時の面接数 545件 産前産後サポート事業として ③母乳育児相談 14名 ④ベビーマッサージ教室 16名(新型コロナウイルス感染症予防のため縮小して実施) ⑤産後ケア事業利用回数 36回	産後ケア事業の拡充	利用対象期間を拡大	①会議回数 ②妊婦届出の面接数 ③参加延人数 ④参加証人数 ⑤利用回数	①12 ②650 ③20 ④30 ⑤30	①12 ②650 ③20 ④30 ⑤30	①12 ②妊婦届出数に準ずる ③20 ④30 ⑤30	①12 ②妊婦届出数に準ずる ③20 ④30 ⑤30	①12 ②妊婦届出数に準ずる ③20 ④30 ⑤30	B
19	妊婦健康診査	○	○	○	○	○	市民健康センター	妊婦中の異常を早期発見するため、妊婦中に医療機関等受ける健診費用の一部を公費で負担します。また、健診の場を活用し、妊婦・出産等についての不安や悩み等の相談に対応します。	542名(助成券①を使用した人数)が妊婦健診を受診。	なし	新生児聴覚スクリーニング検査費用の公費負担を開始。また、里帰り先での受診を希望する場合は個別契約を行い、坂戸市の助成券を継続して使用できるようにする。	受診人数	550	550	550	550	550	A
20	乳幼児健康教育事業	○	○	○	○	○	市民健康センター	出産前の父母等に対する「パパママ講座」、「離乳食講習会」、発達に心配のある子どもや育児不安の強い保護者を対象とした「のびのび親子教室」及び保育園児に対し歯科指導を実施します。	①パパママ講座:130名参加 ②離乳食講習会:46名参加 ③のびのび親子教室:延356名参加 ④保育園児の歯科指導:643名へ実施	なし	離乳食講習会に関して、今後YouTubeに離乳食の作り方のポイントをもとめた動画を公開し、講習会の参加者以外にも情報を伝えていく。	参加延人数	①110 ②72 ③400 ④在園児数に準ずる	①110 ②72 ③400 ④在園児数に準ずる	①110 ②40 ③400 ④在園児数に準ずる	①110 ②40 ③400 ④在園児数に準ずる	①110 ②40 ③400 ④在園児数に準ずる	B
21	子育てガイドブック作成事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	子育て支援に関する制度や施策、育児のヒント等を掲載したガイドブックを作成し、出生届出の際や市営公民館を通じて配布することで子育て支援を推進します。	年間2,500部作成し子育て世帯へ配布	特になし	今後についても分かりやすい紙面作りを行い、子育て世帯が必要な情報について発信を行う。	発行部数	2,500部	2,500部	2,500部	2,500部	2,500部	A
22	児童虐待防止事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	児童虐待等のリスクが高い家庭に対し、坂戸市要保護児童対策地域協議会に属する関係機関等と連携・調整を図り適切な対応を推進します。	坂戸市要保護児童対策地域協議会、実務者会議を年4回実施	要保護児童の処遇について意見交換する場であり、重大な案件についても進捗の報告を主とする。	緊急性の高い案件に対応するため、適宜関係機関と連絡連携できる関係の構築に努める。	坂戸市要保護児童対策地域協議会、実務者会議	4回	4回	4回	4回	4回	B
23	乳児家庭全戸訪問事業	○	○	○	○	○	市民健康センター	生後4か月までの乳児がいる家庭を全戸訪問し、育児に係る相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況の把握及び助言を行い、必要な家庭に対しては適切なサービスが提供されるよう支援を実施します。	乳幼児訪問件数:506件	訪問時の車や駐車場の確保	近隣店舗や病院等へ駐車場の借用 等	訪問件数	500	500	500	500	500	A
24	乳幼児健診事業	○	○	○	○	○	市民健康センター	子どもが心身ともに健やかに育つよう、成長の節目に3か月健診・10か月健診・1歳6か月健診・2歳児健診・3歳児健診を実施するとともに、子育てについての不安や悩み等の相談に対応します。また、経過観察が必要な経過観察児について、その後の健診、電話・来所相談や訪問等で行った、その後の健診、電話・来所相談や訪問等で行った、継続的に支援できる体制をつくります。	3か月児健診:対象503名中447名受診 10か月児健診:対象493名中445名受診 1歳6か月児健診:対象323名中473名受診 2歳児健診:対象547名中452名受診 3歳児健診:対象561名中515名受診 未受診者には、電話や訪問にてフォローを行った。	3歳児健診・視能訓練士の確保	近隣市町村への調査、視能訓練士の単価引き上げ	受診率	全健診90%	全健診90%	全健診90%	全健診90%	全健診90%	B
25	地域子育て支援拠点事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を図る場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等の支援を行います。	地域子育て支援実施拠点26ヵ所設置	館報の都合により、拠点へ行き相談や活動が出来ない保護者への支援	子育てに関する相談窓口の周知を行い、拠点へ参加できない保護者へのフォローを行う。	拠点ヵ所数	6ヵ所	6ヵ所	6ヵ所	6ヵ所	6ヵ所	B
26	乳幼児健康相談事業	○	○	○	○	○	市民健康センター	就学前までの子どもの発育発達や保護者の育児不安・悩みの相談等に対応します。	来所人数:113名 新型コロナウイルス感染症予防対策として定員を設定し、要予約制としたため、来所人数が減少した。	なし	感染予防対策として定員設定をしているため、予約できなかった市民に対しては電話や個別での対応をすすめていく。	来所人数	200	200	150	150	150	B
27	児童相談事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	坂戸市家庭児童相談室を開設し、家庭における適正な児童の養育と養育に関連して発生する問題の解決を図るため、相談員による相談事業を実施します。	相談件数4,358件	虐待件数は年々増加傾向にあり、日ごとの相談件数もそれに伴い増加している。	担当の統合、ケース終結等について検討を行うと共に、事務全体の見直しを行い、相談を受ける体制を整えた。	相談件数	3,406件	3,406件	3,406件	3,406件	3,406件	B
28	子育て支援センター事業	○	○	○	○	○	保育課	子育て支援センターにおいて、一時保育サービスや育児不安等についての相談事業、親子の触れ合いを支援するあそぼう会、子育て講演会の実施など、さまざまな育児支援を行います。	一時保育サービスや育児不安等についての相談事業、親子の触れ合いを支援するあそぼう会など、さまざまな育児支援を行いました。 令和2年度の一時保育サービス利用者数 1,304人	特になし	今後においても、一時保育サービスや育児不安等についての相談事業、親子の触れ合いを支援するあそぼう会など、さまざまな育児支援を行っていきます。	一時保育サービス年間利用者数(人)	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	B
29	すくすく保育推進事業	○	×	○	○	○	保育課	子育て家庭を対象に保育所給食の試食会を開催し、食事への関心度を高めます。	新型コロナウイルス感染症のため中止。	特になし	在園児とともに保育園の給食を度々食べることで、適正な食べるスピードと量が参考となったや給食の献立を有効活用できるとの声が多く聞かれたため、今後においても、子育て家庭を対象に保育所給食の試食会を実施していきます。	試食会参加親子数(組)	25組	25組	25組	25組	25組	D
30	児童発達支援	○	○	○	○	○	障害者福祉課	療育を必要とする就学前の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施します。	利用児童数(月平均):49人 利用日数(月平均):495日	制度の周知及び適切な利用指導	個別ケースワークの強化	1か月あたりの利用児童数	35	41	55	60	65	A
32	放課後等デイサービス	○	○	○	○	○	障害者福祉課	学校在学中の療育を必要とする障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を実施します。	利用児童数(月平均):154人 利用日数(月平均):2,001日	制度の周知及び適切な利用指導	個別ケースワークの強化	1か月あたりの利用児童数	145	167	154	159	164	B
33	市民相談事業	○	○	○	○	○	市民生活課	複雑・多様化する相談に対し、法律的に適切な助言ができるよう、弁護士による法律相談を実施します。また、さまざまな不安や悩みを抱えている市民に対し、専門家による各種相談の場を提供します。	法律(弁護士)相談 376件、法律(司法書士)相談 29件 行政(なんでも)相談 5件、相続・登記相談 32件、不動産(宅地建物取引士)16件、不動産(不動産鑑定士)14件、行政書士相談 13件、消費生活相談 595件	他課と連携して相談者のニーズに合わせ、適切な相談に案内する必要がある。	相談者のニーズを開き、適切な相談へ案内できるように他課と連絡を取合う。	相談件数	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	A
34	保育所等訪問支援	○	○	○	○	○	障害者福祉課	保育所等における集団生活の適応のための訓練等専門的な支援を行います。	利用者なし	制度の周知及び適切な利用指導	個別ケースワークの強化	1か月あたりの利用児童数	0	1	1	1	1	C

(2) 保護者の生活支援

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和2年度事業実績(又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤目標、予定等					⑥指標に対する令和2年度の実績	
		R1	R2	R3	R4	R5						指標	R1	R2	R3	R4		R5
35	ファミリー・サポート・センター事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	子育ての援助を受けたい市民(利用会員)と子育ての援助を行いたい市民(協力会員)が登録し、各保育施設等(保育所・幼稚園・放課後児童クラブなど)への送迎、各保育施設等の閉所後の子どもの預かり、置い事への送迎等、市民による子育ての相互援助活動を推進します。	利用会員:305人(支援を受ける) 提供会員:72人(支援を行う) 両方会員:9人	貧困世帯等への減免措置等がない為、必要な家庭が利用できない。	サポートを必要としている利用者が利用しやすいく料体系、減免制度について研究を行う。	総会員数	400	400	400	400	400	C
36	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	○	○	○	○	○	子育て支援課	保護者の病気等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を実施します。	延べ利用日数6日	入所施設との利用調整に時間を要し、緊急性がある預かりに対応することが難しい。	施設と保護者の間に入り、十分な調整を行いスムーズな利用が出来るよう努める。	利用日数	8	8	8	8	8	B
37	ひとり親家庭等日常生活支援事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者が病気等で日常生活を送ることが困難な場合に、家庭生活支援員(ホームヘルパー)を派遣して、家事等の日常生活の支援を実施します。	実績なし	周知不足	配布パンフレットの見直し	相談件数	増	増	増	増	増	B

(3) 子どもの居場所づくり

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和2年度事業実績(又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤目標、予定等					⑥指標に対する令和2年度の実績	
		R1	R2	R3	R4	R5						指標	R1	R2	R3	R4		R5
39	放課後児童健全育成事業	○	○	○	○	○	保育課	保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っています。 令和2年度末の待機児童数 0人	特になし	今後においても、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っていきます。	学童保育の待機児童数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	A
40	青少年地域ふれあい事業	○	×	○	○	○	社会教育課	放課後の小学校の教室や校庭、体育館を活用し、放課後子どもげんき教室として、小学生の放課後の居場所や工作、番遊び、ボール遊び、宿題など活動の場を提供します。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	各会場の運営は地域住民によるサポータークラブが行っている。新規サポーターを探し、一定数の確保が必要であるとともにコロナ対策を講じる必要がある。	広報やホームページを利用し、募集を行っている。今後、近隣の高校や大学への募集も検討したい。コロナ対策としては、消毒の徹底、参加者数の制限を行う。	①開催回数 ②参加児童数	①90回 ②280名	①99回 ②280名	①39回 ②120名	①95回 ②280名	①95回 ②280名	D
41	市民活動普及支援事業(提案型協働事業)	○	○	○	○	○	市民生活課	子ども食堂の運営など、市の課題解決につながる市民活動団体からの協働事業の提案を募集し、市との協働事業に対して補助金を交付します。	採択事業数:4件(うち、子どもに関する事業は3件) ・親子イベント、相談支援:1件 ・子ども食堂:1件(※コロナの影響により中止) ・児童虐待防止に関する舞台:1件(※コロナの影響により中止) 補助金支出額:10万円	事業を実施する上で他課と団体が実際に協働できているのか評価する必要がある。	事業実施した団体及び担当課それぞれから評価していただき、事業内容の見直しを図る	採択事業数	3	4	4	5	5	B
48	坂戸市障害者等日中一時支援事業	○	○	○	○	○	障害者福祉課	障害児等に対し、日中における活動の場を提供することで、障害児等の家族の就労支援及び障害児等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を行います。	利用登録者数:43人 年間利用日数:761日	制度の周知及び適切な利用指導	個別ケースワークの強化	利用登録者数	66	68	50	50	50	C

【子どもの貧困対策推進計画 取組一覧】

III 保護者の就労支援

(1) 保護者への就労支援

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和2年度事業実績（又は実施しなかった理由）	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤予定目標・実績等					⑥指標に対する令和2年度の実績	
		R1	R2	R3	R4	R5						指標	R1	R2	R3	R4		R5
49	雇用相談等事業	○	○	○	○	○	商工労政課	ハローワーク川越と連携して、坂戸市ふるさとハローワークを設置し、求人・求職の相談対応や就労活動を支援するための講習会等を実施します。また、内職相談室を設置し、相談員による内職に関する求人・求職の相談業務を実施します。	坂戸市ふるさとハローワーク 自己検索機利用者 5,653人、新規求職相談1,215人（うち市内981人）、再求職相談5,741（うち市内4,897人） 内職相談 相談件数270件 就労支援セミナーの開催は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催しませんでした。	坂戸市ふるさとハローワークや内職相談室の利用促進のための周知	広報、坂戸市ホームページ、リーフレットなどを活用し周知を図る。	相談件数（ふるさとハローワーク、内職相談）	1420	1434	1448	1462	1476	B
50	被保護者就労支援事業	○	○	○	○	○	福祉総務課	保護者（生活保護受給者）の状況や自立阻害要因に応じて、効果的な支援方法や利用可能な社会資源等を体系的に整理し、実効的かつ組織的な自立支援を行います。また、会計年度任用職員として就労支援員を配置し、就労相談等を行います。	保護者（生活保護受給者）の状況や自立阻害要因に応じて、効果的な支援方法や利用可能な社会資源等を体系的に整理し、実効的かつ組織的な自立支援を行います。また、臨時職員として就労支援員を配置し、就労相談等を行いました。	就労に向けた課題を抱える方の割合が増加している状況にあり、就労支援の対象としても就労に結びつかない方が増加している	就労に向けた課題を抱える方に対して「多様な働き方」を通じて自立支援対策を推進する	実効的かつ組織的な自立支援を行う	就労支援員を配置する	就労支援員を配置する	就労支援員を配置する	就労支援員を配置する	就労支援員を配置する	B
51	母子家庭等自立支援事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	ひとり親家庭の父母が教育訓練講座を受講した際や資格取得のために養成機関へ修業した際に、給付金を支給することで就職の促進や雇用の安定を図ります。	相談件数 68件 自立支援プログラム作成 6件 自立支援プログラム作成（アフターケア分） 2件 自立支援教育訓練給付金 8件 高等職業訓練給付金 3件	相談後のアフターケアの充実	初回相談時に相談者と今後のスケジュールの確認、スケジュールに沿った行動の確認、状況に応じたフォロー	相談件数	増	増	増	増	増	B
52	子育て求職者の就職支援事業	○	○	○	○	○	商工労政課	子育て求職者の就職支援協議会を通じ、関係機関と子育て求職者に関する情報共有を図り、子育て求職者の就職支援を行います。また、ハローワーク川越が設置する「マザーズコーナー」の利用促進を図ります。	ふるさとハローワーク前にパンフレットラックを設置し、子育て求職者の求職情報やマザーズコーナーのリーフレットの配架を行い、周知を図りました。	マザーズコーナーのリーフレットが目立つよう工夫すること	ポップや案内表示をし、目立つよう工夫する。また、子育て支援課と連携し、子育て支援課にもリーフレットの配架を継続する。	リーフレット配布数	100	110	120	130	140	A
53	若年者就業支援事業	○	○	○	○	○	商工労政課	若者の就業を促進するため、川越公共職業安定所、川越市、鶴ヶ島市、富士見市、ふじみ野市等関係機関と連携し若者を対象に、合同就職面接会を実施します。	若者就職面接会の開催 開催日 令和3年2月24日（水） 求職者53人 求職事業所44社（求人数265人）就職者7人	広く周知をし、参加求職者を増やすこと	広報、坂戸市ホームページ、リーフレットなどを活用し周知を図る。	求職者数	40	42	44	46	48	A
54	女性の再チャレンジ支援事業	○	○	○	○	○	人権推進課 坂戸市勤労女性センター	就業を目指す女性を対象に、ビジネス講座の開催や情報提供などの意識啓発を行い、地元での再就職を促進します。	女性のための就職支援セミナー 令和2年11月12日開催 13名受講 埼玉県と共催 「就活の基本 自分の価値観や特性を知ろう」	若い世代や子育て世代の受講率が向上する講座の企画が課題。	広報、ホームページ、チラシのほか「公式ツイッター」や駅への掲示など他の媒体での周知方法を検討する。	開催回数	1	1	1	2	2	B

(2) 多様な就労形態に合った子育て支援

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和2年度事業実績（又は実施しなかった理由）	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤目標・予定等					⑥指標に対する令和2年度の実績	
		R1	R2	R3	R4	R5						指標	R1	R2	R3	R4		R5
57	幼児期の学校教育・保育の提供	○	○	○	○	○	保育課	子どもの年齢や教育・保育の希望、保護者の就労状況や保育の必要性に応じて認定を行い、幼児期の学校教育・保育の提供を行います。	申込書類により保育の必要性を判断し、認定を行い、幼児期の学校教育・保育を提供しました。 令和2年度4月1日時点の待機児童数 0人	特になし	今後についても、申込書類により適切に判断しながら、認定及び幼児期の学校教育・保育の提供を行います。	保育施設における待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	A
58	時間外保育事業	○	○	○	○	○	保育課	保育認定を受けた児童について、通常の利用日時以外の日及び時間帯において、保育所、認定こども園等において保育を実施します。	保育認定を受けた児童について、申込書類により判断した保育の必要時間内で時間外保育についても保育を実施しました。	特になし	今後についても、申込書類により適切に判断しながら、実施していきます。	市内の施設での実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	A
59	休日保育事業	○	○	○	○	○	保育課	就労形態の多様化によるニーズの増加に対応するため、日曜・祝日に保育所等において一時預かり保育を実施します。	民間の認可外保育士施設において対応しました。	特になし	保護者のニーズ（状況）に合わせて対応を考えたいきます。	市内の施設での実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	A
60	病児保育事業	○	○	○	○	○	保育課	病児について、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施します。	利用申請書を提出した家庭の児童について、病気の際、保育所等での集団保育が困難な時に、一時的に保育を実施しました。 令和2年度利用者数 259人	特になし	ホームページ等を活用し、市民の方々に周知をすることで、多様なニーズに対応した子育て支援の拡充を目指します。また、病児保育施設所在地である鶴ヶ島市と連携を強化していきます。	利用者数	580人	560人	540人	521人	502人	B

【子どもの貧困対策推進計画 取組一覧】

IV経済的な支援

(1) 経済困難家庭の自立に向けた支援

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和2年度事業実績(又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤予定目標・実績等					⑥指標に対する令和2年度の実績	
		R1	R2	R3	R4	R5						指標	R1	R2	R3	R4		R5
62	生活保護等事業	○	○	○	○	○	福祉総務課	憲法の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えることができるよう支援を行います。また、児童生徒のいる世帯については、教育扶助として、義務教育に伴い必要な学用品代や給食費等を給付します。	憲法の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えることができるよう支援を行います。また、児童生徒のいる世帯については、教育扶助として、義務教育に伴い必要な学用品代や給食費等を給付します。	本市における児童のいる世帯は、障害を抱えた世帯や母子世帯など世帯形態が多様であるため、自立に向けた支援内容が複雑となるため、きめ細やかな支援に努める必要がある。	児童生徒のいる世帯については、教育扶助として、義務教育に伴い必要な学用品代や給食費等を給付し、世帯の抱える問題に沿った支援を実施していく。	対象世帯への適正な教育扶助	270 (教育扶助年間給付件数)	194 (教育扶助年間給付件数)	継続	継続	継続	B
63	自立相談支援事業	○	○	○	○	○	福祉総務課	専門の相談員が暮らしや仕事などについての相談を受け、支援計画を策定した上で、自立に向けた必要な支援を行います。	専門の相談員が暮らしや仕事などについての相談を受け、支援計画を策定した上で、自立に向けた必要な支援を行います。	相談内容が多岐にわたり、その対応はケースバイケースとなっている。また、複雑な社会背景による困難ケースについては、関係機関・部署との連携に努める必要がある。	情報を共有する等の対策にあたり、よりスムーズに対応していく。	自立に向けた支援	継続	継続	継続	継続	継続	B
64	住居確保給付金の支給	○	○	○	○	○	福祉総務課	離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方、または失うおそれのある方に、家賃を一時的に支給し、住居・就労機会の確保に向けた支援を行います。	離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方、または失うおそれのある方に、家賃を一時的に支給し、住居・就労機会の確保に向けた支援を行います。	社会背景の複雑化により生活状況の明確な把握や虚偽申請の防止に努める必要がある。	より丁寧に聞き取りを進めることにより、相談体制の強化を行うとともに申請文書の適切な審査を行う。	適正な給付金の支給	継続	継続	継続	継続	継続	B

(2) 子育て家庭及び特別な配慮が必要な家庭への支援

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和2年度事業実績(又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤目標・予定等					⑥指標に対する令和2年度の実績	
		R1	R2	R3	R4	R5						指標	R1	R2	R3	R4		R5
68	児童手当等支給事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの児童を養育している方を対象に、児童の年齢等に応じて手当を支給します。	受給者数 6,737人 児童数 11,242人 支給金額 1,427,080,000円	制度改正への対応	システム改修の要否検討	適正な手当の支給	継続	継続	継続	継続	継続	B
69	こども医療費支給事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	中学校卒業までのこどもの保険診療分に係る医療費の一部負担金部分と、入院に係る食事療養費の2分の1を保護者に支給します。	受給者数 11,719人 支給件数 127,247件 支給金額 236,962,053円	適正受診の促進	ジェネリック啓発シールやカードの配布	適正な医療費の支給	継続	継続	継続	継続	継続	B
70	未熟児養育医療給付事業	○	○	○	○	○	市民健康センター	入院医療を必要とする未熟児の保護者に対して、その養育に必要な医療費を給付します。	給付者実人数:27名	なし	円滑に医療費給付をしていく。	給付実人数	30	30	30	30	30	A
71	保育料の減免	○	○	○	○	○	保育課	保育所、認定こども園等に通う児童について、応能負担の観点から、児童の世帯所得に応じて保育料を決定します。多子世帯への減免措置も実施します。	実施済み	未申告世帯の存在	課税課と連携し、申告を促すよう勧奨していく	特になし (該当者がいる場合は全員を対象とします。)	実施	実施	実施	実施	実施	A
73	実費徴収に係る補給給付を行う事業	○	○	○	○	○	保育課	所得の状況や子供の人数等の条件を満たした世帯を対象に、副食費の補給給付や、日用品や文房具等の購入にかかる費用の補助を実施します。	令和2年度は、該当する世帯に対し副食費の補給給付を行いました。日用品等の補助については、該当者が存在しないため実施していません。	特になし	今後におきましても、該当する世帯の保育所入所児童を対象として、保育所で必要な物品購入に係る実費の補助、及び保育料無償化に伴う該当世帯への副食費の補給給付を行ってまいります。	特になし (該当者がいる場合は全員を対象とします。)	実施	実施	実施	実施	実施	A
74	児童扶養手当支給事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている場合や、子どもを育てている父又は母に一定の障害がある場合等に、養育費の援助をするため手当を支給します。	受給者数 568人 児童数 859人 支給金額 299,058,210円	制度の周知	ホームページによる情報発信の他、パンフレットを配布	適正な手当の支給	継続	継続	継続	継続	継続	B
75	ひとり親家庭等医療費支給事業	○	○	○	○	○	子育て支援課	ひとり親家庭等における18歳以下の児童及びその保護者の保険診療分に係る医療費の一部負担金部分と、入院に係る食事療養費の2分の1を保護者に支給します。	受給者数 1,919人 支給件数 16,670件 支給金額 41,849,046円	適正受診の促進	ジェネリック啓発シールやカードの配布	適正な医療費の支給	継続	継続	継続	継続	継続	B
77	在宅重度心身障害者手当支給事業	○	○	○	○	○	障害者福祉課	在宅で重度の心身障害のある方に対し、経済的・精神的な負担の軽減を図るため、手当を支給します。	手当受給該当者(身体障害者手帳(1級・2級)、療育手帳(OA・A)、精神障害者手帳(1級)を所持した受給資格者で、前年の市町村民税非課税の方)752人に手当を支給した。	制度の周知	手帳取得時など適切な案内の実施	受給資格者数(人)	745	745	745	745	745	A
78	重度心身障害者医療費助成事業	○	○	○	○	○	障害者福祉課	重度心身障害者医療費補助対象者(身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(OA～B)、精神障害者手帳(1級)、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた者)1,804人に医療費を助成した。		制度の周知	手帳取得時など適切な案内の実施	受給資格者数(人)	1,861	1,861	1,861	1,861	1,861	B
81	自立支援医療費(育成医療)	○	○	○	○	○	障害者福祉課	現在ある障害が将来的に残存すると認められる児童について、治療により症状が軽くなる等、効果が認められる場合に治療費の一部を負担します。	受給資格認定者10人に計755,827円を助成した。	制度の周知及び適切な利用指導	個別ケースワークの強化	受給資格者数(人)	17	17	17	17	17	B
82	障害児介護用自動車燃料購入費の補助	○	○	○	○	○	障害者福祉課	障害児を介護する方が運転する自家用自動車の、自動車燃料費購入費の一部を助成します。※福祉タクシー利用料金の助成又は自動車燃料購入補助金のどちらかに該当している場合は対象外になります。	受給資格認定者129人に計21,810,100円の補助を行った。	制度の周知	手帳取得時など適切な案内の実施	登録者数(人)	119	127	135	143	150	A